

お知らせ

1 協力医療機関に関する届出について

協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との取り決めの内容（要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間内（令和9年3月31日まで）に確保するための計画）を年に1回以上届け出る必要があります。

対象サービス：（介護予防）特定施設入居者生活介護
介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院
地域密着型特定施設入居者生活介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和7年度分についても、令和8年3月31日までに届出書の提出を忘れずに行うようお願いします。

美の国あきたHP

URL： <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85585>

2 介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて、美の国あきたHPでお知らせしています。

報告がこれからとなる事業者は、速やかなご対応をお願いします。

対象：全ての介護サービス事業者（※）

（※）「過去過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

○各介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に報告する必要があります。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85602>

3 訪問介護事業所の中山間地域等における 小規模事業所加算の取得要件の弾力化に 関する取扱いについて

小規模事業所加算の取得要件の弾力化

訪問介護事業所に関して、中山間地域等における小規模事業所加算の取得要件の弾力化について、県では次のとおり通知しています。

○小規模事業所加算の取得要件 （所定単位数の10/100）

前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が600回以下であること。

※当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

※特定事業所加算Ⅴを算定している場合は算定できない。

※小規模事業所加算の地域要件については、県内全域が対象区域。

○関係する県の通知は、次のURLに掲載しています。

美の国あきたHP

URL： <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80503>

4 令和8年度介護報酬改定について

令和8年度介護報酬改定について

令和8年度に期中改定が行われます。

【令和8年6月から】

- 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を設ける。
- これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける。

【令和8年8月から】

- 介護保険施設等における食費の基準費用額について、1日当たり100円引き上げる（低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き又は1日当たり30～60円引上げ）。

- 加算の算定要件や申請方法等詳細については、情報が入り次第、秋田県長寿社会課から再度お知らせします。

参考：厚生労働省 社会保障審議会（介護給付費分科会）
第253回【資料1】令和8年度介護報酬改定について

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001647819.pdf>